

# 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての 小分け業者の認証の技術的基準

## 1 適用範囲

この基準は、登録認証機関及び登録外国認証機関（以下“認証機関”という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第11条第1項及び第31条第1項の規定に基づき行う持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉についての小分け業者及び外国小分け業者の認証の技術的基準を規定する。

## 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この基準に引用されることによって、その一部又は全部がこの基準の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

**JAS 0013** 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉

## 3 用語及び定義

この基準で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0013**による。

## 4 小分けの実施方法

### 4.1 小分け責任者の職務

**4.4 b)**に規定する小分け責任者に、次の職務を行わせなければならない。

- a) 小分けに関する計画の立案及び推進
- b) 内部規程の制定、確認及び改廃についての統括
- c) 従事者に対する教育訓練
- d) 地域住民、利害関係者等との対話の推進
- e) 小分け工程に生じた異常等に関する処置又は指導

### 4.2 内部規程

#### 4.2.1 内部規程の整備

次の事項について、内部規程を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の受入れ及び保管に関する事項
- b) 小分け前の持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の格付の表示の確認に関する事項
- c) 小分けの方法に関する事項
- d) 小分けをする持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の区分管理に関する事項
- e) 有害動物の駆除に関する事項
- f) 小分けに使用する機械、器具、運搬車両等の管理に関する事項
- g) 苦情処理に関する事項
- h) 内部監査に関する事項

- i) マネジメントレビューに関する事項
- j) 改善に関する事項
- k) 小分けに係る記録の作成及び保存に関する事項
- l) 小分けの実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

#### 4.2.2 内部規程に従った業務の実施

内部規程に従い業務を適切に行わなければならない。

#### 4.2.3 内部規程の見直し及び周知

内部規程の適切な見直しを定期的に行い、かつ、従事者に十分周知しなければならない。

### 4.3 記録等の保存

**4.3.1** 4.2.1 の a)～f)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、鶏卵の小分けにあつては、鶏卵の出荷の日から2年間、鶏肉の小分けにあつては、鶏肉の出荷の日から3年間保存しなければならない。

**4.3.2** 4.2.1 の g)～j)に係る記録及び当該記録の根拠となる書類は、当該記録の作成の日から2年間保存しなければならない。

### 4.4 小分けを担当する者の能力及び人数

小分け担当者及び小分け責任者については、次の事項を満たさなければならない。

- a) **小分け担当者** 小分け担当者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分けに関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。
- b) **小分け責任者** 小分け責任者として、小分け担当者の中から1人選任されていなければならない。

## 5 格付の表示を付する組織及び実施方法

### 5.1 格付の表示を付する組織

格付の表示を付する部門は、他部門から実質的に独立した組織及び権限を有しなければならない。

### 5.2 格付表示規程の整備

次の事項について、格付の表示に関する規程（以下“格付表示規程”という。）を具体的かつ体系的に整備しなければならない。

- a) 格付の表示に関する事項
- b) 格付の表示後の荷口の出荷又は処分に関する事項
- c) 出荷後に **JAS 0013** に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
- d) 苦情処理に関する事項
- e) 内部監査に関する事項
- f) マネジメントレビューに関する事項
- g) 改善に関する事項
- h) 格付の表示に係る記録の作成及び保存に関する事項
- i) 格付の表示の実施状況についての認証機関による確認等の業務の適切な実施に関し必要な事項

### 5.3 格付の表示の実施方法

格付表示規程に従い格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付されることが確実に認められなければならない。

### 5.4 格付の表示を担当する者の能力及び人数

格付の表示を担当する者として、持続可能性に配慮した鶏卵・鶏肉の小分け及び格付の表示の実施方法に関する知識を有する者が1人以上置かれていなければならない。

制定等の履歴

制 定 令和2年3月17日農林水産省告示第 514 号

制定文, 改正文, 附則等 (抄)

- 令和2年3月17日農林水産省告示第 514 号  
令和2年4月16日から施行する。